

電気需給約款

【法人向け高圧・特別高圧】

コスモでんきビジネス CES

2026 年 8 月 1 日実施

コスモエネルギーソリューションズ株式会社

目次

I 総 則	3
1 適 用	3
2 需給約款の変更	3
3 定 義	4
4 単位および端数処理	6
5 実 施 細 目	6
II 契 約 の 締 結	7
6 需給契約の申込み	7
7 需給契約の成立および契約期間	7
8 需 要 場 所	7
9 需給契約の単位	8
10 供給の開始	8
11 供給の単位	8
12 承諾の限界	8
III 契約種別および料金	8
13 常時供給電力	8
14 臨 時 電 力	1 2
15 自家発補給電力	1 3
16 予 備 電 力	1 6
IV 料金の算定および支払い	1 7
17 料金の適用開始の時期	1 7
18 検 針	1 7
19 料金の算定期間	1 7
20 使用電力量等の計量	1 7
21 料金の算定	1 7
22 日 割 計 算	1 8
23 料金の支払義務および支払期日	1 8
24 料金その他の支払方法	1 9
25 延 滞 利 息	1 9
26 保 証 金	1 9
V 使用および供給	2 0
27 適正契約の保持	2 0
28 契約超過金	2 0
29 力率の保持	2 1
30 需要場所への立入りによる業務の実施	2 1
31 電気の使用にともなうお客さまの協力	2 1
32 供給の停止	2 4
33 供給停止期間中の料金	2 5
34 違 約 金	2 5
35 損害賠償の免責	2 5
36 設備の賠償	2 5
VI 契約の変更および終了	2 6
37 電気需給契約の変更	2 6
38 名義の変更	2 6

39 需給契約の廃止	2 6
40 需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算	2 6
41 解 約 等	2 8
42 需給契約消滅後の債権債務関係	2 9
VII 供給方法および工事	2 9
43 供給方法および工事	2 9
VIII 工 事 費 の 負 担	2 9
44 工事費の負担	2 9
45 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	3 0
IX 保 安	3 0
46 保安等に対するお客さまの協力	3 0
47 調査に対するお客さまの協力	3 1
X その他	3 1
48 準拠法	3 1
49 管轄裁判所	3 1
附則	3 2
別表	5 6

I 総 則

1 適 用

- (1) この電気需給約款（以下「本需給約款」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給いたします。また、本需給約款とは別に当社との間で電気需給契約を締結している場合で本需給約款と内容の相違がある場合は、電気需給契約に定める内容を優先します。
- (2) 本需給約款は、一般送配電事業者の供給区域（北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社の各供給区域をいいます。ただし、離島を除きます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

2 需給約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改訂その他系統連系の要件等技術的な事項または需給契約に関する手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰等により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本需給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の本需給約款によります。なお、当社は、あらかじめ変更後の本需給約款等の内容およびその効力発生時期を当社 WEB サイト上に掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払うものといたします。
- (3) 本需給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

□ 契約変更後の書面交付を行なう場合には、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ない、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

ハ 上記にかかわらず、本需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。

3 定 義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特 別 高 圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(2) 高 圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

□ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 供 給 地 点

一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(10) 供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(11) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(12) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(13) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(14) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(15) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます一般送配電事業者電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、お客さまの供給地点において託送供給等を行なう事業者をいいます。

(16) 託送供給等約款

当社の電気を託送する一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(18) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(19) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、別表2（燃料費等調整）（6）に記載された期間をいいます。

(20) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引にかかわる電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

(21) 平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、別表2（燃料費等調整）（6）に記載された期間をいいます。

(22) 力 率

供給地点ごとに、その 1 月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とします。）をいいます。

(23) 給電指令

一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいいます。

(24) HH 価格

New York Mercantile Exchange の Henry Hub natural gas futures における、当該月の 1 月前における第 3 最終営業日の 1 MMBtu 当たりの settlement price をいいます。

(25) 平均為替レート

貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨 1 ドルに対する日本国通貨（円）の換算値（以下「ドル換算レート」といいます。）をもとに、月次に算定した値といたします。

(26) 平均為替レート算定期間

貿易統計におけるドル換算レートの算出方法にもとづき、平均為替レートを算定する場合の期間とし、別表 2（燃料費等調整）(6)に定めるものをいいます。

(27) 回避可能原価

卸電力取引所から公表される、翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した値をいいます。

4 単位および端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本需給約款の実施上必要な細目的事項は、本需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

Ⅱ 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者の供給設備の状況等について当社を通じてご確認ください。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。
- (6) 当社は、電気需給契約の履行に必要な範囲のお客さまの情報を、小売電気事業者および一般送配電事業者に開示いたします。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了の3か月前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
 - ハ 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、次の場合を除き、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の 1 または 2 以上の契約種別とこれ以外の 1 契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、自家発補給電力のうちの 1 契約種別、予備電力
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する 2 以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して 1 需給契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別および料金

13 常時供給電力

(1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

イ 高压で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下「実量制」のお客さま」といいます。）、各月の契約電力は、以下の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - (ロ) お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。
 - (ハ) お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- 高圧で供給する場合で契約電力が 500 キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合（以下「協議制のお客さま」といいます。）
- 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力の値の妥当性については一般送配電事業者による事前の確認を必要とします。
- ハ 実量制のお客さまで最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を□によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。
- 二 供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、八によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

別途、電気需給契約書に定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

別途、電気需給契約書等に定めるとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表 3（平均力率の算定）により算定いたします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(ハ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

a 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

b お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分のあるメニューの区分は、お客さまの需要場所を供給区域とする当該一般送配電事業者の供給区域別に下記のとおりといたします。電力需給契約書に定めている場合はそちらに準じます。

(イ)北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域

a 昼間時間

平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

b 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(ロ)東北電力ネットワーク株式会社の供給区域

a ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

b 夏季昼間時間

夏季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

c 他季昼間時間

他季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

d 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(Ⅱ)東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域

a ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

b 夏季昼間時間

夏季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

c 他季昼間時間

他季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

d 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(三)中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域

a 重負荷時間

夏季の平日の午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

b 昼間時間

平日の午前 8 時から 午後 10 時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間を除きます。

c 夜間時間

重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(Ⅳ)北陸電力送配電株式会社の供給区域

a ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

b 夏季昼間時間

夏季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

c 他季昼間時間

他季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

d 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(Ⅴ)関西電力送配電株式会社の供給区域

a 重負荷時間

夏季の平日の午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

b 昼間時間

平日の午前 8 時から 午後 10 時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間を除きます。

c 夜間時間

重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(ト)中国電力ネットワーク株式会社の供給区域

a ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

b 夏季昼間時間

夏季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

c 他季昼間時間

他季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

d 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(フ)四国電力送配電株式会社の供給区域

a ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

b 昼間時間

平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

c 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(リ)九州電力送配電株式会社の供給区域

a ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

b 夏季昼間時間

夏季の平日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

c 他季昼間時間

他季の平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

d 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(4) その他

メニュー名は、電気需給契約書に定めることとします。

14 臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

イ 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯設備を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として 50 キロワット以上であるもの。

ロ 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が、原則として 50 キロワット以上であるもの。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、13（常時供給電力）(1)に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受け、契約電力が 500 キロワット未満である場合は、別途お客さまとの協議によって定めることがございます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、八によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき電気需給契約書に定めることとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定めることと致します。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、需給契約ごとに該当する契約種別に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電力の対象といたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

15 自家発補給電力

(1) 対象となるお客さま

高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定め

るところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

(2) 契 約 電 力

イ 契約電力は、当社との需給契約締結直前の設定値およびお客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(イ) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値。なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(ロ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、八によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気需給契約書に定めます。ただし、電気需給契約書に定めがなく、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定めるものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、電気需給契約書に定める契約種別に準ずるものとします。

(4)自家発補給電力の使用

イ お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻 とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ (13 常時供給電力) と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(イ) (13 常時供給電力) と自家発補給電力を同一計量する場合で、常時供給電力がお客さまのその 1 月の 30 分最大需要電力計の値が常時供給電力の契約電力をこえないときは、イ にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(ロ) (13 常時供給電力) の契約電力の 1 月の 30 分最大需要電力計の値が常時供給電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給電力と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(5) 使用電力量の算定

イ 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。基準電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の仕様のつど選択することはできません。

(イ) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における各時間帯の平均電力

(ロ) 自家発補給電力使用の前 3 ヶ月間における各時間帯の平均電力

(ハ) 自家発補給電力使用の前 3 日間における各時間帯の平均電力

ロ 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、イに定める基準電力に該当時間に乗じてえた値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。

ハ イ、ロにもとづいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間に乗じてえた値をこえないものとします。

(6) そ の 他

イ 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その 1 月前までに当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、(13 常時供給電力) に準ずるものといたします。

16 予 備 電 力

(1) 対象となるお客さま

(13 常時供給電力) のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

電気需給契約書に定める通りといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

17 料金の適用開始の時期

料金は、原則需給開始日から適用いたします。

18 検 針

検針は、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が行います。

19 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

20 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とし、料金の算定期間における使用電力量は、供給地点で、30 分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了させる場合は、終了日の前日を含む検針期間の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は各月ごとに、検針の結果を一般送配電事業者から受領しすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、当社とお客さまとの協議によって定めます。

21 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

22 日 割 計 算

- (1) 当社は、21(料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたは二の場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表 5(日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7(日割計算の基本算式) (1)ロにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5(日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。
 - 二 イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 21(料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- また、21(料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 5(日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算いたします。
 - ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 原則として、検針日といたします。ただし一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定める場合には、協議によって定められた日といたします。
 - ロ 検針日に、一般送配電事業者から接続供給電力量の値を当社が受領することができなかった場合、または計量データの欠損等により当社が接続供給電力量を確定できない場合は、当社が料金算定を行なった日といたします。
 - ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに当社に支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (4) 需給契約にもとづいて発生したお客さまに請求する工事費負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が指定する日までに支払っていただきます。
- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。

また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

24 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費等についてはそのつど、当社が指定した方法により支払っていただきます。
- (2) お客さまが払込みによって料金を支払われる場合、料金を払い込まれたとき当社に対する支払がなされたものといたします。
- (3) (1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 需給開始の日からその直後のお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合等、託送供給等約款に基づき、需給開始の日の直後の検針日の検針が行われなかった場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期日ごとに支払っていただくことがあります。

25 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式（消費税等の税率が 10%となった場合には 10/110 とする等、消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

26 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- イ 支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 保証金には、毎年3月末日のTIBOR6カ月レートの0.5%を上乗せした利率から小数点第1位未満を切り捨てた値を、翌日より1年間の適用利率とする。
- ハ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

27 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

28 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引

または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

29 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 技術上必要がある場合には、当社は、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。この場合の当該供給地点の 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 46(保安等に対するお客さまの協力) (1) または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 32(供給の停止)、39(需給契約の廃止) (1)または 41(解約等)により必要な処置
- (6) その他本需給約款または託送供給等約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

31 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとし法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

また、この場合において、一般送配電事業者が、別に定める発電設備系統連系サービス要綱により、当該発電設備について、当社に対してアンシラリーサービス料を請求する場合、当社は、当該料金をお客さまから申し受けます。

- (3) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

- (4) 施設場所の提供

以下の場合において、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合

ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合

ハ 通信設備等を設置する場合

ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

- (5) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用するものとします。

イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）

ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備

- (a) 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

- (b) お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
- (c) その他(a)または(b)に準ずる設備
- 二 お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付け計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- ホ 一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためのお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物
- (6) 調査および調査に対するお客様の協力等
 - イ お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾をえてお客様から電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客様は、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
 - ロ お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
- (7) 保安等に対するお客様の協力
 - イ 以下の各号の場合には、お客様は当社および一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (a) お客様の需要場所内に設置してある引込線、計量器等、一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客様が認めた場合
 - (b) お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客様が認めた場合
 - ロ お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。
- 八 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と一般送配電事業者とで協議していただきます。
- 二 供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一

一般送配電事業者が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

(8) 一般送配電事業者との協議

お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

(9) 無停電電源装置の設置等

お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(10) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して電気の使用実績その他の必要な情報の開示をお願いすることがあり、お客さまは当社の求めに応じてこれらの情報の開示を承諾するものいたします。

32 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) 託送供給等約款の定めに反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合お客さまが次のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者がその旨を警告をしても改めない場合には、一般送配電事業者は、お客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 一般送配電事業者の託送供給等約款に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合

ヘ 30（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、当社がお客さまに対し、27（適正契約の保持）に定め

る適正契約への変更を求めたにもかかわらず、これに応じていただけないときには、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。

イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合

- (4) お客さまがその他託送供給等約款または法令等に反した場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)により電気の供給が停止される場合は、お客さまの電気設備において、一般送配電事業者による、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまに必要な協力をさせていただきます。

33 供給停止期間中の料金

32(供給の停止)によって電気の供給が停止された場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 22(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。

34 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- ハ 付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- (2) (1)の免れた金額は、本需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

35 損害賠償の免責

- (1) 託送供給等約款の定めるところによって一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 41（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

36 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、一般送配電事業者の定める託送供給

等約款に準じて、修理可能の場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償していただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

37 電気需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、『Ⅱ 契約の締結』に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

38 名義の変更

合併、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、権利義務を包括承継し、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

39 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社から連絡を受けた一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された終了期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。お客さまが当社との需給契約を終了し、他の小売電気事業者との需給契約に変更しようとされる場合の終了日は、お客さまが新たに需給契約を締結される他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。

- (2) 需給契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社もしくは一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

40 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の2ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、両社協議のもと当社の書面での了承を得ていただきます。ただし、本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には当社の事前の同意を得ない限り、契約電力を減少できません。

- (2) お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不適当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。
- (3) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- (ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が一般送配電事業者から工事費等の請求を受けた場合は、本請求金額（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）をお客さまから申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。
- (ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が一般送配電事業者から工事費等の請求を受けた場合は、本請求金額（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）をお客さまから申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、

臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。

- (0) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、当社が一般送配電事業者から工事費の請求を受けた場合、本請求金額（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）をお客さまから申し受けます。

二 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といいたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といいたします。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。

- (0) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、当社が一般送配電事業者から工事費の請求を受けた場合、本請求金額（既に申し受けた工事費負担金がある場合はその差額）をお客さまから申し受けます。

- (4) 13（常時供給電力）イ（Ⅱ）によって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止、または契約電力を減少しようとする場合は、イ(0)に準ずるものといいたします。
この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、13（常時供給電力）(1)(0)により契約電力を減少しようとする日といいたします。

41 解 約 等

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済するものといいたします。
- イ 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが電気の供給が明らかになった場合
- ロ 料金の支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまと当社の間その他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

- ニ お客さまが本需給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費等相当額、その他本需給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまがその他本需給約款等に反した場合
 - ヘ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
 - ト お客さまが破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合
- (2) (1)にかかわらず、当社が、電力事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該電力事業を廃止する場合、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものといたします。この場合、当社はあらかじめお客さまにその旨を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知するものといたします。
- (3) (1)または(2)にかかわらず、お客さまが、39（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。

42 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

43 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

Ⅷ 工事費の負担

44 工事費の負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない一般送配電事業者が新たに施設する配電設備において工事が必要となる場合で、当社が託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者から工事費負担金を請求されたときには、当社は、その実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまが希望する一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負

担していただきます。

- (3) その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (4) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (5) 当社が託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者から工事費負担金等を請求され、当該工事費負担金等相当額の請求を受けたときには、当社は、その実費相当額をお客さまより申し受けます。

45 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、当社が一般送配電事業者から請求された費用の実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときには、その実費相当額をお客さまから申し受けます。

IX 保 安

46 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電所を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社または一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さまとの需給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

47 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、託送供給等約款の定めにより調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

X その他

48 準拠法

需給契約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

49 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

附則

1 本需給約款の実施期日

本需給約款は、2026 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流 3 相 3 線式標準電圧 3,000 ボルトで供給することがございます。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 燃料費等調整に関する特別措置

(1) 特別措置の適用範囲

本需給約款実施の際現に 2021 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・低圧】、2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】、2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】および 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている需要場所のお客さまについては、当該需要場所で本需給約款による電気の供給を受ける場合、燃料費等調整額は、別表 2（燃料費等調整）に代えて、以下の(2)から(9)によって算定される燃料費等調整額を適用いたします。なお、燃料費等調整以外の供給条件については、本需給約款によるものといたします。ただし、別途、需給契約書等に定めのある場合を除きます。

(2) 燃料費等調整メニュー

関東エリアのお客さまについては、別途、需給契約書等に定める燃料費等調整メニュー（「旧標準メニュー」、「ベーシック」、「市場調整ゼロ」、「臨時電力等」）に応じて、以下に従い算定するものとし、予備電力で供給を受ける場合は、常時電力に適用される燃料費等調整メニューを適用いたします。

(3) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

(イ) α 、 β 、 γ は供給エリアごとに次のとおりといたします。

a 2021 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	α	β	γ
北海道電力ネットワーク	0.4699 円	0.0000 円	0.7879 円
東北電力ネットワーク	0.1152 円	0.2714 円	0.7386 円
東京電力パワーグリッド	0.1970 円	0.4435 円	0.2512 円
中部電力パワーグリッド	0.0275 円	0.4792 円	0.4275 円
関西電力送配電	0.0140 円	0.3483 円	0.7227 円
北陸電力送配電	0.2303 円	0.0000 円	1.1441 円
中国電力ネットワーク	0.1543 円	0.1322 円	0.9761 円
四国電力送配電	0.2104 円	0.0541 円	1.0588 円
九州電力送配電	0.0053 円	0.1861 円	1.0757 円

b 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	α	β	γ
北海道ネットワーク株式会社	—	0.1946	0.0827	1.0081
東北電力ネットワーク株式会社	—	0.0247	0.2573	0.8912
東京電力パワーグリッド株式会社	—	0.0033	0.4001	0.6241
中部電力パワーグリッド株式会社	—	—	0.4381	0.5545
北陸電力送配電株式会社	—	0.0380	0.0702	1.2641
関西電力送配電株式会社	—	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力ネットワーク株式会社	—	0.0406	0.0982	1.2015
四国電力送配電株式会社	—	0.0845	0.0699	1.1962
九州電力送配電株式会社	—	0.0053	0.1861	1.0757

c 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等

調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	α	β	γ
北海道電力ネットワーク株式会社	—	0.1946	0.0827	1.0081
東北電力ネットワーク株式会社	—	0.0259	0.2563	0.8915
東京電力パワーグリッド株式会社	旧標準メニュー	0.0048	0.3759	0.6725
	ベーシック	0.0048	0.3759	0.6725
	市場調整ゼロ	0.0048	0.3759	0.6725
中部電力パワーグリッド株式会社	—	—	0.4381	0.5545
北陸電力送配電株式会社	—	0.0415	0.0745	1.2499
関西電力送配電株式会社	—	0.0045	0.1974	1.0532
中国電力ネットワーク株式会社	—	0.0406	0.0982	1.2015
四国電力送配電株式会社	—	0.0845	0.0699	1.1962
九州電力送配電株式会社	—	0.0028	0.1819	1.0863

d 2025年4月1日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	α	β	γ
北海道電力ネットワーク株式会社	—	0.1946	0.0827	1.0081
東北電力ネットワーク株式会社	—	0.0259	0.2563	0.8915
東京電力パワーグリッド株式会社	旧標準メニュー	0.0030	0.3489	0.7318
	ベーシック	0.0030	0.3489	0.7318
	市場調整ゼロ	0.0030	0.3489	0.7318
中部電力ネットワーク株式会社	—	—	0.4381	0.5545
北陸電力送配電株式会社	—	0.0415	0.0745	1.2499
関西電力ネットワーク株式会社	—	0.0045	0.1974	1.0532
中国電力ネットワーク株式会社	—	0.0406	0.0982	1.2015
四国電力送配電株式会社	—	0.0845	0.0699	1.1962
九州電力送配電株式会社	—	0.0028	0.1819	1.0863

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

- (イ) 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (ロ) 基準燃料価格は、供給エリアごとに次のとおりといたします

- a 2021 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準燃料価格
北海道ネットワーク株式会社	—	37,200 円
東北電力ネットワーク株式会社	—	31,400 円
東京電力パワーグリッド株式会社	—	44,200 円
中部電力パワーグリッド株式会社	—	45,900 円
北陸電力送配電株式会社	—	27,100 円
関西電力送配電株式会社	—	21,900 円
中国電力ネットワーク株式会社	—	26,000 円
四国電力送配電株式会社	—	26,000 円
九州電力送配電株式会社	—	27,400 円

- b 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準燃料価格
北海道ネットワーク株式会社	—	89,500 円
東北電力ネットワーク株式会社	—	85,400 円
東京電力パワーグリッド株式会社	—	64,900 円
中部電力パワーグリッド株式会社	—	42,000 円
北陸電力送配電株式会社	—	79,300 円
関西電力送配電株式会社	—	27,100 円
中国電力ネットワーク株式会社	—	75,400 円
四国電力送配電株式会社	—	80,300 円
九州電力送配電株式会社	—	27,400 円

- c 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適

用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準燃料価格
北海道電力ネットワーク株式会社	—	51,400 円
東北電力ネットワーク株式会社	—	83,500 円
東京電力パワーグリッド株式会社	旧標準メニュー	57,500 円
	ベーシック	57,500 円
	市場調整ゼロ	57,500 円
中部電力パワーグリッド株式会社	—	42,000 円
北陸電力送配電株式会社	—	79,800 円
関西電力送配電株式会社	—	47,000 円
中国電力ネットワーク株式会社	—	75,400 円
四国電力送配電株式会社	—	80,300 円
九州電力送配電株式会社	—	46,100 円

d 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準燃料価格
北海道電力ネットワーク株式会社	—	51,400 円
東北電力ネットワーク株式会社	—	83,500 円
東京電力パワーグリッド株式会社	旧標準メニュー	49,800 円
	ベーシック	49,800 円
	市場調整ゼロ	49,800 円
中部電力パワーグリッド株式会社	—	42,000 円
北陸電力送配電株式会社	—	79,800 円
関西電力送配電株式会社	—	47,000 円
中国電力ネットワーク株式会社	—	41,900 円
四国電力送配電株式会社	—	80,300 円
九州電力送配電株式会社	—	46,100 円

八 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給エリアごと、電圧区分ごとに、1 キロワット時につき、次のとおりといたします。

(イ) 2021 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準単価	
		特別高圧	高圧
北海道ネットワーク株式会社	—	18 銭 4 厘	18 銭 9 厘

東北電力ネットワーク株式会社	—	20 銭 6 厘	21 銭 3 厘
東京電力パワーグリッド株式会社	—	22 銭 1 厘	22 銭 4 厘
中部電力パワーグリッド株式会社	—	22 銭 0 厘	22 銭 3 厘
北陸電力送配電株式会社	—	15 銭 0 厘	15 銭 2 厘
関西電力送配電株式会社	—	15 銭 6 厘	15 銭 8 厘
中国電力ネットワーク株式会社	—	22 銭 7 厘	23 銭 4 厘
四国電力送配電株式会社	—	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘
九州電力送配電株式会社	—	12 銭 8 厘	13 銭 0 厘

(ロ) 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整 メニュー	基準単価	
		特別高圧	高圧
北海道ネットワーク株式会社	—	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘
東北電力ネットワーク株式会社	—	20 銭 6 厘	21 銭 3 厘
東京電力パワーグリッド株式会社	—	14 銭 5 厘	15 銭 0 厘
中部電力パワーグリッド株式会社	—	19 銭 3 厘	19 銭 6 厘
北陸電力送配電株式会社	—	17 銭 4 厘	17 銭 7 厘
関西電力送配電株式会社	—	15 銭 6 厘	15 銭 8 厘
中国電力ネットワーク株式会社	—	20 銭 0 厘	20 銭 5 厘
四国電力送配電株式会社	—	15 銭 0 厘	15 銭 4 厘
九州電力送配電株式会社	—	12 銭 8 厘	13 銭 0 厘

(ハ) 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整 メニュー	基準単価	
		特別高圧	高圧
北海道電力ネットワーク株式会社	—	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘
東北電力ネットワーク株式会社	—	18 銭 4 厘	19 銭 0 厘
東京電力パワーグリッド株式会社	旧標準メニュー	16 銭 9 厘	17 銭 4 厘
	ベーシック	16 銭 9 厘	17 銭 4 厘
	市場調整ゼロ	20 銭 1 厘	20 銭 7 厘
中部電力パワーグリッド株式会社	—	19 銭 3 厘	19 銭 6 厘
北陸電力送配電株式会社	—	15 銭 4 厘	15 銭 7 厘
関西電力送配電株式会社	—	10 銭 5 厘	10 銭 6 厘
中国電力ネットワーク株式会社	—	20 銭 0 厘	20 銭 5 厘
四国電力送配電株式会社	—	15 銭 0 厘	15 銭 4 厘

九州電力送配電株式会社	—	9 銭 6 厘	9 銭 8 厘
-------------	---	---------	---------

(二) 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準単価	
		特別高圧	高圧
北海道電力ネットワーク株式会社	—	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘
東北電力ネットワーク株式会社	—	18 銭 4 厘	19 銭 0 厘
東京電力パワーグリッド株式会社	旧標準メニュー	18 銭 5 厘	19 銭 0 厘
	ベーシック	18 銭 5 厘	19 銭 0 厘
	市場調整ゼロ	22 銭 6 厘	23 銭 1 厘
中部電力パワーグリッド株式会社	—	19 銭 3 厘	19 銭 6 厘
北陸電力送配電株式会社	—	15 銭 4 厘	15 銭 7 厘
関西電力送配電株式会社	—	10 銭 5 厘	10 銭 6 厘
中国電力ネットワーク株式会社	—	17 銭 4 厘	17 銭 7 厘
四国電力送配電株式会社	—	15 銭 0 厘	15 銭 4 厘
九州電力送配電株式会社	—	9 銭 6 厘	9 銭 8 厘

(4) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格または回避可能原価にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 北海道エリア

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b 東北エリア

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの
時間におけるスポット市場価格の平均値

x = 0.5332

y = 0.4668

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

c 関東エリア

[1] 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

x = 0.6566

y = 0.3434

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

[2] 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

x = 0.8288

y = 0.1712

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

[3] 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合で、旧標準メニューの適用を受ける場合

平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.5425$$

$$y = 0.4575$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

[4] 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合で、ベーシックまたは臨時電力等の適用を受ける場合

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、[4]における時間帯の区分は以下のとおりといたします。

- ・朝時間…平日（土曜日含む）の午前 8 時から午後 1 時までの時間
- ・昼時間…平日（土曜日含む）の午後 1 時から午後 4 時までの時間
- ・晩時間…平日（土曜日含む）の午後 4 時から午後 10 時までの時間
- ・夜時間…朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。

d 中部エリア

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.0000$$

$$y = 1.0000$$

e 北陸エリア

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.0000$$

$$y = 1.0000$$

f 関西エリア

[1] 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合は市場価格調整は行ないません。

[2] 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.7170$$

$$y = 0.2830$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

[3] 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.9162$$

$$y = 0.0838$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

g 中国エリア

[1] 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における中国エリアの回避可能原価の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における中国エリアの回避可能原価の平均値

$$x = 0.1316$$

$$y = 0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における回避可能原価の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における回避可能原価の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

[2] 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

h 九州エリア

[1] 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合は市場価格調整は行ないません。

[2] 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.4627$$

$$y = 0.5373$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社またはコスモでんき小売電気事業者が決定した値といたします。

ロ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 北海道エリア

a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 23 \text{ 円 } 94 \text{ 銭}) \times \text{ハの調整係数}$$

- b 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 24 銭) × 八の調整係数

(ロ) 東北エリア

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 21 円 39 銭) × 八の調整係数

(ハ) 関東エリア

- a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 17 円 44 銭) × 八の調整係数

- b 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 11 円 22 銭) × 八の調整係数

- c 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 64 銭) × 八の調整係数

なお、ベーシックまたは臨時電力等の場合には時間帯別に算定された値といたします。

(ニ) 中部エリア

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 19 円 37 銭) × 八の調整係数

(ホ) 北陸エリア

- a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8 円 00 銭) × 八の調整係数

- b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 32 円 00 銭) × 八の調整係数

- c 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合、市場価格調整単価は零とします。

(ヘ) 関西エリア

- a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合市場価格調整は行ないません。

- b 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 10 円 82 銭) × 八の調整係数

(ト) 中国エリア

- a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 20 円 81 銭) × 八の調整係数

- b 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 9 円 45 銭) × 八の調整係数

(フ) 九州エリア

- a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整は行ないません。

- b 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

[1] 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 6 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 6 円 00 銭) × 八の調整係数

[2] 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 18 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 18 円 00 銭) × 八の調整係数

[3] 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 6 円 00 銭以上、18 円 00 銭以下の場合、市場価格調整単価は零とします。

- c 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8 円 22 銭) × 八の調整係数

八 調整係数

(イ) 北海道エリア

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.223
	高圧の契約種別	0.229

(ロ) 東北エリア

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.142
	高圧の契約種別	0.146

(ハ) 関東エリア

- a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2023 年 11 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.328
	高圧の契約種別	0.337

- b 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調

整の適用を受けている場合

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.309
	高圧の契約種別	0.317

- c 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

調整係数は、上限値を超えない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定めるものとし、適用を開始する 1 月前までにホームページ等でお知らせいたします。なお、上限値は次のとおりといたします。

調 整 係 数 (上限値)	特別高圧の契約種別	0.500
	高圧の契約種別	0.500

(二) 中部エリア

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.101
	高圧の契約種別	0.103

(ホ) 北陸エリア

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.145
	高圧の契約種別	0.149

(ハ) 関西エリア

調 整 係 数 (上限値)	特別高圧の契約種別	0.493
	高圧の契約種別	0.499

(ト) 中国エリア

- a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合、2023 年 11 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.158
	高圧の契約種別	0.162

- b 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.259
	高圧の契約種別	0.265

(チ) 九州エリア

- a 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合、市場価格調整は行ないません。
- b 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.307
	高圧の契約種別	0.312

(5) 離島ユニバーサル調整単価の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	α	β	γ
北海道エリア	1.0000	-	-
東北エリア	1.0000	-	-
関東エリア	-	-	-
中部エリア	-	-	-
北陸エリア	1.0000	-	-
関西エリア	-	-	-
中国エリア	1.0000	-	-
四国エリア	-	-	-
九州エリア	1.0000	-	-

なお、各離島各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合
- (ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合
- (ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合、離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

各式で用いる離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	離島基準燃料価格	離島調整上限燃料価格
北海道エリア	79,300 円	119,000 円
東北エリア	79,300 円	119,000 円
関東エリア	-	-
中部エリア	-	-
北陸エリア	79,300 円	119,000 円
関西エリア	-	-
中国エリア	79,300 円	119,000 円
四国エリア	-	-
九州エリア	79,300 円	119,000 円

ハ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給エリアごとに、次のとおりといたします。

供給エリア	基準単価	
	特別高圧	高圧
北海道エリア	1 厘	1 厘
東北エリア	1 厘	1 厘
関東エリア	-	-
中部エリア	-	-
北陸エリア	0 厘	0 厘
関西エリア	-	-
中国エリア	1 厘	1 厘
四国エリア	-	-
九州エリア	3 厘	3 厘

(6) 燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用

イ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(7)のとおりといたします。

ロ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(7)のとおりといたします。

ハ 離島ユニバーサル調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に

使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(7)のとおりといたします。

(7) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用期間は、供給エリアごとに、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア、東北エリアおよび中国エリア

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ロ 関東エリア

(イ) 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

a お客さまから特段のご希望がない場合あるいはベーシック、臨時電力等の燃料費等調整メニューの適用を受けている場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日	その年の 12 月の料金に係る計

までの期間	日までの期間	量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

b お客さまがご希望され当社との協議が調った場合、かつ、ベーシック、臨時電力等以外の燃料費等調整メニューの適用を受けている場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から翌年の 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 21 日から翌年の 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(0) 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日	その年の 6 月の料金に係る計

までの期間	日までの期間	量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計 量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計 量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計 量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量 期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量 期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量 期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から翌年の 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量 期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 21 日から翌年の 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量 期間等

ハ 中部エリア

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの 期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ニ 北陸エリア

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整 単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日 までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計 量期間等

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計 量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計 量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計 量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量 期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量 期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量 期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量 期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量 期間等

ホ 関西エリア

(イ) 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

a お客さまから特段のご希望がない場合あるいは高圧 500 キロワット未満の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日 までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計 量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計 量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計 量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計 量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量 期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量 期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量 期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1	翌年の 1 月 21 日から 2 月	翌年の 4 月の料金に係る計量

月 31 日までの期間	20 日までの期間	期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

b お客さまがご希望され当社との協議が調った場合、かつ、原則として高圧 500 キロワット以上
 および特別高圧の契約種別の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(D) 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の
 適用を受けている場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等

期間	
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(ハ) 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ヘ 四国エリア

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ト 九州エリア

(イ) 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合または 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整 単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日	その年の 6 月の料金に係る計

までの期間	日までの期間	量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計 量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計 量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計 量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量 期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量 期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量 期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量 期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量 期間等

(ロ) 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(8) 燃料費等調整単価の算定

- イ 関東エリアのお客さまで、次のいずれかに該当する場合には、燃料費等調整単価は、燃料費調整単価および市場価格調整単価によって算定いたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価が(5)ロ(イ)によって算定された場合は、離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(5)ロ(ロ)または(ハ)によって算定された場合は、

離島ユニバーサルサービス調整単価を加えるものといたします。また、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 2023 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合

(ロ) 2024 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合で、(7)ロ(イ)b に該当する場合

(ハ) 2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】の燃料費等調整の適用を受けている場合で、(7)ロ(イ)b に該当する場合

ロ イ以外の場合には、燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価が(5)ロ(イ)によって算定された場合は、離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(5)ロ(ロ)または(ハ)によって算定された場合は、離島ユニバーサルサービス調整単価を加えるものといたします。また、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(9) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に(8)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。ただし、2025 年 4 月 1 日実施電気需給約款【法人向け高圧・特別高圧】のベースの燃料費等調整の適用を受けている場合は、その 1 月の時間帯別の使用電力量に(8)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(10) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、(8)によって算定された燃料費等調整単価を、当社のホームページでお知らせいたします。

5 本需給約款の実施にともなう切替措置

2026 年 3 月 31 日以前から需給契約が継続する場合の電気料金その他の供給条件は、2026 年 5 月の料金に係る計量期間等の始期以降に使用される電気に適用するものとし、2026 年 5 月の料金に係る計量期間等の始期の前日まで使用される電気については、変更前の電気需給約款により料金を算定いたします。

なお、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 5 月の料金に係る計量期間等の始期までの間に現在の契約内容を変更される場合には、新たな契約の適用開始日から本需給約款により料金を算定いたします。ただし、別に定めのある場合を除きます。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。なお、当社またはコスモでんき小売電気事業者は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

- イ 燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額、離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。ただし、中部エリアのお客さまについては、燃料費調整額、市場価格調整額、HH 価格調整額によって算定いたします。
- ロ 関東エリアのお客さまについては、別途、需給契約書等に定める燃料費等調整メニュー（「ベーシック」、「市場調整ゼロ」、「臨時電力等」）に応じて、以下に従い算定するものとし、予備電力で供給を受ける場合は、常時供給分に適用される燃料費等調整メニューを適用いたします。また、関東エリアのお客さまについては、原則として当社への切替え前の料金に準じた燃料費等調整メニューを適用いたしますが、当社への切替え前に「ベーシック」に相当する料金以外の適用を受けているお客さまについては、原則として「ベーシック」を適用するものとし、とくに当社との協議が調った場合のみ「市場調整ゼロ」あるいは「臨時電力等」を適用するものといたします。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	燃料費等調整メニュー	α	β	γ
北海道エリア	—	0.1946	0.0827	1.0081
東北エリア	—	0.0202	0.2699	0.8714
関東エリア	ベーシック	0.1173	0.0643	1.1607
	市場調整ゼロ	0.1173	0.0643	1.1607

	臨時電力等	—	—	—
中部エリア	—	0.2845	0.3302	0.3571
北陸エリア	—	0.0415	0.0745	1.2499
関西エリア	—	0.0045	0.1974	1.0532
中国エリア	—	0.0406	0.0982	1.2015
四国エリア	—	0.0845	0.0699	1.1962
九州エリア	—	0.0028	0.1819	1.0863

また、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{二の基準単価}}{1,000}$$

また、各式で用いる基準燃料価格は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準燃料価格
北海道エリア	—	51,400 円
東北エリア	—	39,300 円
関東エリア	ベーシック	35,600 円
	市場調整ゼロ	35,600 円
	臨時電力等	—
中部エリア	—	52,900 円
北陸エリア	—	79,800 円
関西エリア	—	47,000 円
中国エリア	—	41,900 円
四国エリア	—	80,300 円
九州エリア	—	46,100 円

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

二 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給エリアごと、電圧区分ごとに、1 キロワット時につき、次のとおりといたします。

供給エリア	燃料費等調整メニュー	基準単価	
		特別高圧	高圧
北海道エリア	—	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘
東北エリア	—	17 銭 6 厘	18 銭 3 厘
関東エリア	ベーシック	14 銭 1 厘	14 銭 4 厘
	市場調整ゼロ	25 銭 6 厘	26 銭 3 厘
	臨時電力等	—	—
中部エリア	—	9 銭 1 厘	9 銭 2 厘
北陸エリア	—	15 銭 4 厘	15 銭 7 厘
関西エリア	—	10 銭 5 厘	10 銭 6 厘
中国エリア	—	17 銭 4 厘	17 銭 7 厘
四国エリア	—	15 銭 0 厘	15 銭 4 厘
九州エリア	—	9 銭 6 厘	9 銭 8 厘

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(3) 市場価格調整額の算定

市場価格調整額は、供給エリアごとに次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

(1) 平均市場価格

a1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

x = 0.6760

y = 0.3240

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社またはコスモでんき小売電気事業者が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 24 銭) × (ホ)の調整係数

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.223
	高圧の契約種別	0.229

□ 東北エリア

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.5332$$

$$y = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{ 円 } 51 \text{ 銭}) \times (\text{ホ}) \text{の調整係数}$$

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

(二) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.124
	高圧の契約種別	0.129

ハ 関東エリア（ベーシック、臨時電力等、予備電力（常時供給分に準じる））

(イ) 平均市場価格

a ベーシック・臨時電力等

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、ハにおける時間帯の区分は以下のとおりといたします。

- ・朝時間…平日（土曜日含む）の午前 8 時から午後 1 時までの時間
- ・昼時間…平日（土曜日含む）の午後 1 時から午後 4 時までの時間
- ・晩時間…平日（土曜日含む）の午後 4 時から午後 10 時までの時間
- ・夜時間…朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって時間帯別に算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 11 円 60 銭) × (ホ)の調整係数

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の時間帯別の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

a ベーシック

各月の調整係数は、適用を開始する 1 月前までにホームページ等でお知らせいたします。

b 臨時電力等

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	1.114
	高圧の契約種別	1.142

二 中部エリア

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b aによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 16 銭) × (ホ)の調整係数

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、上限値を超えない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定めるものとし、適用を開始する 1 月前までにホームページ等でお知らせいたします。なお、上限値は次のとおりといたします。

調 整 係 数 (上限値)	特別高圧の契約種別	0.493
	高圧の契約種別	0.500

ホ 北陸エリア

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

b aによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(D) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 5 円 00 銭) × (ホ)の調整係数

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 29 円 00 銭) × (ホ)の調整係数

c 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭以上、29 円 00 銭以下の場合、市場価格調整単価は零といたします。

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(D)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.145
	高圧の契約種別	0.149

へ 関西エリア

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.9162$$

$$y = 0.0838$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{ 円 } 82 \text{ 銭}) \times (\text{ホ}) \text{の調整係数}$$

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

(二) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、上限値を超えない範囲で、年度ごとに、市場価格調整単価適用期間ごとに定めるものとし、適用を開始する 1 月前までにホームページ等でお知らせいたします。なお、調整係数の取り扱いについて、年度とは、高圧 500 キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は 4 月分から翌年の 3 月分の料金までの期間、高圧 500 キロワット未満の契約種別の場合は 5 月分から翌年の 4 月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりといたします。

調 整 係 数 (上 限 値)	特別高圧の契約種別	0.493
	高圧 500 キロワット以上の契約種別	0.499
	高圧 500 キロワット未満の契約種別	0.499

ト 中国エリア

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 9 円 45 銭) × (ホ)の調整係数

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.259
	高圧の契約種別	0.265

チ 九州エリア

(イ) 平均市場価格

- a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x = 0.4627$$

$$y = 0.5373$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8 円 22 銭) × (ホ) の調整係数

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(6) のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調 整 係 数	特別高圧の契約種別	0.278
	高圧の契約種別	0.284

(4) HH 価格調整額の算定

HH 価格調整額は、中部エリアのお客さまにのみ適用いたします。

イ 基準 HH 単価

基準 HH 単価は、HH 価格が 2.867 ドル変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 銭 6 厘
-------------	----------

ロ 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147.60 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	45 銭 8 厘
-------------	----------

ハ 基準 HH・輸送関連単価

基準 HH・輸送関連単価は、イの基準 HH 単価およびロの基準輸送関連単価の合計値といたします。

ニ HH 価格調整単価

HH 価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、HH 価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{HH 価格調整単価} &= \left(\text{イの基準 HH 単価} \times \frac{\text{HH 価格}}{2.867} + \text{ロの基準輸送関連単価} \right) \\ &\quad \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - \text{ハの基準 HH・輸送関連単価} \end{aligned}$$

ホ HH 価格調整額の適用

各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび HH 価格によって算定された HH 価格調整単価は、その平均為替レート算定期間に対応する HH 価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均為替レート算定期間に対応する HH 価格調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

ヘ HH 価格調整額

HH 価格調整額は、その 1 月の使用電力量に二によって算定された HH 価格調整単価を適用して算定いたします。

(5) 離島ユニバーサル調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	α	β	γ
北海道エリア	1.0000	-	-
東北エリア	1.0000	-	-
関東エリア	-	-	-
中部エリア	-	-	-
北陸エリア	1.0000	-	-
関西エリア	-	-	-
中国エリア	1.0000	-	-
四国エリア	-	-	-
九州エリア	1.0000	-	-

なお、各離島各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} &= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \\ &\times \frac{\text{木の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\begin{aligned} \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} &= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \\ &\times \frac{\text{木の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合、離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{aligned} \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} &= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \\ &\times \frac{\text{木の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

各式で用いる離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	離島基準燃料価格	離島調整上限燃料価格
北海道エリア	79,300 円	119,000 円
東北エリア	79,300 円	119,000 円
関東エリア	-	-
中部エリア	-	-
北陸エリア	79,300 円	119,000 円
関西エリア	-	-
中国エリア	79,300 円	119,000 円
四国エリア	-	-
九州エリア	79,300 円	119,000 円

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(6)のとおりといたします。

二 離島ユニバーサル調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価がロ(イ)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価がロ(ロ)または(ハ)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものいたします。

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給エリアごとに、次のとおりいたします。

供給エリア	基準単価	
	特別高圧	高圧
北海道エリア	1 厘	1 厘
東北エリア	1 厘	1 厘
関東エリア	-	-
中部エリア	-	-
北陸エリア	0 厘	0 厘
関西エリア	-	-
中国エリア	1 厘	1 厘
四国エリア	-	-
九州エリア	3 厘	3 厘

(6) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格、HH 価格、平均為替レートおよび離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価、HH 価格調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用期間は、供給エリアごとに、次のとおりいたします。

イ 北海道エリアおよび中国エリア

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
その年の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
その年の 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等

その年の3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
その年の4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
その年の5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
その年の6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
その年の7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
その年の8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
その年の9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
その年の10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
その年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
その年の12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

□ 東北エリア

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
その年の1月1日から3月31日までの期間	その年の3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
その年の2月1日から4月30日までの期間	その年の4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
その年の3月1日から5月31日までの期間	その年の5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
その年の4月1日から6月30日までの期間	その年の6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
その年の5月1日から7月31日までの期間	その年の7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
その年の6月1日から8月31日までの期間	その年の8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等

その年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金 に係る計量期間等
その年の 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金 に係る計量期間等
その年の 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金 に係る計量期間等
その年の 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月 21 日から 翌年 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金 に係る計量期間等
その年の 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日まで の期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金 に係る計量期間等
その年の 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日まで の期間（翌年が閏年 となる場合は、翌年の 3 月 31 日までまでの期間）	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金 に係る計量期間等

八 関東エリア

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
前年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	前年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 1 月の料金 に係る計量期間等
前年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の料金 に係る計量期間等
その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合は、2 月 29 日ま での期間）	その年の 3 月の料金 に係る計量期間等
その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合は、2 月 29 日ま での期間）	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の料金 に係る計量期間等
その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の料金 に係る計量期間等

その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金 に係る計量期間等
その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金 に係る計量期間等
その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金 に係る計量期間等
その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金 に係る計量期間等
その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金 に係る計量期間等
その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金 に係る計量期間等
その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金 に係る計量期間等

二 中部エリア

平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格 算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 HH 価格調整単価適用期間
その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月	その年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期 間	その年の 4 月の料金に係る計 量期間等
その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年 が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月	その年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期 間	その年の 5 月の料金に係る計 量期間等
その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月	その年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期 間	その年の 6 月の料金に係る計 量期間等
その年の 4 月 1 日から	その年の 4 月	その年の 4 月	その年の 7 月の料金に係る計

4 月 30 日までの期間		21 日から 5 月 20 日までの期 間	量期間等
その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月	その年の 5 月 21 日から 6 月 20 日まで の期間	その年の 8 月の料金に係る計 量期間等
その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月	その年の 6 月 21 日から 7 月 20 日まで の期間	その年の 9 月の料金に係る計 量期間等
その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月	その年の 7 月 21 日から 8 月 20 日まで の期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月	その年の 8 月 21 日から 9 月 20 日まで の期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月	その年の 9 月 21 日から 10 月 20 日ま での期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月	その年の 10 月 21 日から 11 月 20 日ま での期間	翌年の 1 月の料金に係る計量 期間等
その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月	その年の 11 月 21 日から 12 月 20 日ま での期間	翌年の 2 月の料金に係る計量 期間等
その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月	その年の 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20	翌年の 3 月の料金に係る計量 期間等

ホ 北陸エリア

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調 整単価適用期間
その年の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月 24 日から 5 月 23 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計 量期間等
その年の 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月 24 日から 6 月 23 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計 量期間等
その年の 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月 24 日から 7 月 23 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計 量期間等
その年の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月 24 日から 8 月 23 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計 量期間等
その年の 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月 24 日から 9 月 23 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る 計量期間等
その年の 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月 24 日から 10 月 23 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る 計量期間等
その年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月 24 日から 11 月 23 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る 計量期間等
その年の 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月 24 日から 12 月 23 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量 期間等
その年の 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月 24 日から 翌年の 1 月 23 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量 期間等
その年の 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 24 日から 2 月 23 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量 期間等
その年の 11 月 1 日から翌年 の 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 24 日から 3 月 23 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量 期間等
その年の 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日まで の期間（翌年が閏年 となる場合は、翌年の 3 月 1 日までとする期間）	翌年の 3 月 24 日から 4 月 23 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量 期間等

へ 関西エリア

(イ) お客さまから特段のご希望がない場合あるいは高圧 500 キロワット未満の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
その年の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金 に係る計量期間等
その年の 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金 に係る計量期間等
その年の 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金 に係る計量期間等
その年の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金 に係る計量期間等
その年の 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金 に係る計量期間等
その年の 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金 に係る計量期間等
その年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金 に係る計量期間等
その年の 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金 に係る計量期間等
その年の 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金 に係る計量期間等
その年の 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金 に係る計量期間等
その年の 11 月 1 日から翌年 の 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金 に係る計量期間等
その年の 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金 に係る計量期間等

(ロ) お客さまがご希望され当社との協議が調った場合、かつ、原則として高圧 500 キロワット以上または特別高圧の契約種別の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
その年の1月1日から 3月31日までの期間	その年の4月21日から 5月20日までの期間	その年の6月の料金 に係る計量期間等
その年の2月1日から 4月30日までの期間	その年の5月21日から 6月20日までの期間	その年の7月の料金 に係る計量期間等
その年の3月1日から 5月31日までの期間	その年の6月21日から 7月20日までの期間	その年の8月の料金 に係る計量期間等
その年の4月1日から 6月30日までの期間	その年の7月21日から 8月20日までの期間	その年の9月の料金 に係る計量期間等
その年の5月1日から 7月31日までの期間	その年の8月21日から 9月20日までの期間	その年の10月の料金 に係る計量期間等
その年の6月1日から 8月31日までの期間	その年の9月21日から 10月20日までの期間	その年の11月の料金 に係る計量期間等
その年の7月1日から 9月30日までの期間	その年の10月21日から 11月20日までの期間	その年の12月の料金 に係る計量期間等
その年の8月1日から 10月31日までの期間	その年の11月21日から 12月20日までの期間	翌年の1月の料金 に係る計量期間等
その年の9月1日から 11月30日までの期間	その年の12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の料金 に係る計量期間等
その年の10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の3月の料金 に係る計量期間等
その年の11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の4月の料金 に係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月28日まで の期間（翌年が閏年 となる場合は、翌年の 2月29日までまでの期間）	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の5月の料金 に係る計量期間等

ト 四国エリア

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
その年の1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
その年の2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等

その年の3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
その年の4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
その年の5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
その年の6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
その年の7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
その年の8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
その年の9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
その年の10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
その年の11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
その年の12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

チ 九州エリア

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
その年の1月1日から 3月31日までの期間	その年の3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金 に係る計量期間等
その年の2月1日から 4月30日までの期間	その年の4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金 に係る計量期間等
その年の3月1日から 5月31日までの期間	その年の5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金 に係る計量期間等
その年の4月1日から 6月30日までの期間	その年の6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金 に係る計量期間等
その年の5月1日から 7月31日までの期間	その年の7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金 に係る計量期間等
その年の6月1日から 8月31日までの期間	その年の8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金 に係る計量期間等

その年の7月1日から 9月30日までの期間	その年の9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金 に係る計量期間等
その年の8月1日から 10月31日までの期間	その年の10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
その年の9月1日から 11月30日までの期間	その年の11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
その年の10月1日から 12月31日までの期間	その年の12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
その年の11月1日から 翌年の1月31日まで	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
その年の12月1日から 翌年の2月28日まで の期間（翌年が閏年 となる場合は、翌年の 3月1日までとする）	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

(7) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、(2)口によって算定された燃料費調整単価、(3)によって算定された市場価格調整単価、(4)二によって算定されたHH価格調整単価および(5)口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価の合計を、燃料費等調整単価として当社のホームページでお知らせいたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価が(5)口(イ)によって算定された場合は、離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(5)口(ロ)または(ハ)によって算定された場合は、離島ユニバーサルサービス調整単価を加えるものいたします

3 平均力率の算定

- (1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、20（使用電力量等の計量）に準ずるものいたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、20（使用電力量等の計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または

無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものいたします。

4 休日等

本需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日（東北電力ネットワーク株式会社・北陸電力送配電株式会社・中国電力ネットワーク株式会社の供給区域のみ）

4月30日（北陸電力送配電株式会社・中国電力ネットワーク株式会社の供給区域を除く）

5月1日

5月2日

12月29日（東北電力ネットワーク株式会社の供給区域のみ）

12月30日

12月31日

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、21（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ いたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(a) 21（料金の算定）(1)イ、ハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(b) 21（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、臨時電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれ

る場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 21（料金の算定）（１）イ、ハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 21（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（１）イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（１）イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準日となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（１）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 市場連動費調整

(1)市場連動費調整額の算定

市場連動費調整額は、以下の算定式によって求められる金額の総額とします。

なお、各号の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点第 3 位以下を切り捨てるものとします。

30 分コマ（※1）ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス（※2）

※１：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。

※２：「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（ＪＥＰＸ）が運営するスポット市場取引における、約定処理の結果得られる、当該一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリ価格（税抜）に消費税を加算したものを指すものとします。